

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021226、平成27年第7号、SK2021231、SK2021229

③ 施設の情報

名称：共楽養育園	種別：児童養護施設
代表者氏名：内富 吉保	定員（利用人数）： 80 名（45名）
所在地：山口県周南市大字久米1347番地	
TEL：0834-25-0017	ホームページ： http://www.kyorakuen.jp

【施設の概要】

開設年月日 昭和23年4月1日

経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 共楽園

職員数	常勤職員： 31 名	非常勤職員 7 名
有資格	(資格の名称)	
職員数	保育士 20 名	保育士 3 名
	社会福祉士 3 名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)

④ 理念・基本方針

【理念】

慈愛と感謝の心を基本とし、児童福祉法に則り児童の福祉の向上と児童の健全育成を推進していきます。また、地域の実情に応じた子育て支援活動を実践することにより、地域の中核福祉施設として地域福祉に貢献していきます。

【基本方針】

児童福祉法の理念に基づき、子ども達が心身ともに健やかに育ち、ひとりひとりが自立できるように支援を行うとともに、その子どもの家族に対して家族再統合を支援することを目的とします。安心安全で整えられた環境の中で、真心と愛情をもって子ども達を育むことに努めます。地域の方々との交流を通して、施設の機能や設備等を提供し、「地域と共に歩む施設」を目指しています。

⑤施設の特徴的な取組

- ・安全委員会方式の実施
- ・子どもとの関わりを増やす取り組み
- ・ヒヤリハットの取組み（施設内の安全確保）
- ・公文式の実施
- ・社会自立に向けての取り組み

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年 4月27日（契約日）～ 令和5年 3月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 理事長・施設長とも令和4年度に交代し、新体制の中、施設長と職員とのヒヤリング等が定期的に行われており、しっかりとコミュニケーションが取れています。また、理念と基本方針の実現に向けた職員間の相互理解・意識の共有が図られており、施設職員が一体となって養育・支援の質の向上に取り組んでおられます。
- 第三者評価事業の定期的な受審や第三者評価委員会の設置により毎年評価項目を点検・評価するなど、養育・支援の質の向上に向けて丁寧に取り組まれており、着実に成果が表れています。
- 年4日リフレッシュ休暇制度等、職員の福利厚生にも職員の意見を取り入れ、職員の満足感を高め、定着率の向上に取り組まれています。

◇改善を求められる点

- 中・長期計画についてより具体的に立案され、その実現すべき目標の財政的裏付けである収支計画書の策定を期待します。また、小舗化に向けてのグループケア数、定員数の推移一覧表はあるので、もう少し具体的な予算等を検討した計画策定が望されます。
- プライバシーの保護について、子どもの写真に対する保護者の同意は口頭で得ておられ、文書での同意は取っていないと聽き取りましたが、トラブル回避の為にも同意は文書でされることを期待します。
- 職員の人材育成が課題とされているので、採用から育成・定着に至るまでの教育の手法等、具体的な計画、マニュアル作りが望されます。
- 防災訓練は行われていますが、4階建ての建物であり、避難経路が分かりづらく感じました。避難経路の表示等、分かりやすく示される必要があると思われます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設における日々の取組みがこのような形で高く評価されたことに喜びを感じつつ、結果に甘んじることなく、今後も改善に向けた取り組みを行っていきたいと思っております。子どもたちの最善の利益を目指し、関係機関・地域との連携をはかりながら、これからも職員一丸となって適切な施設の運営、支援を進めてまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—(1)—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	【a】・b・c

〈コメント〉

理念と基本方針は明文化され、ホームページやパンフレットに明記されています。また施設玄関にも掲示されています。職員への周知は研修や日々の引継ぎで唱和を行い、保護者へは入所時に説明し、子ども達へは月 1 回開催される「集い」の時間に分かりやすく伝えていると施設長及び職員からの聴き取りにより確認しました。

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	【a】・b・c

〈コメント〉

施設長は就任して 1 年足らずですが、長年相談員としての経験があり、社会福祉事業全体や山口県の動向について把握・分析され、また職員への周知を図っていることを施設長及び職員からの聴き取りにより確認しました。

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めていく。	a・【b】・c
---	-----------------------------------	---------

〈コメント〉

施設長から現在の経営課題は「人材の確保・育成」であることを聴き取り、経営課題を明確に把握し、具体的な取り組みを実施していることを確認しました。しかしながら、経営状態等についての職員への周知が不十分であると聴き取ったので、b 評価としました。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・【b】・c
コメント		
中・長期計画は具体性に欠け、また中・長期計画を実現する為の財政的裏付けとなる収支計画書は策定されていないと、施設長から聴き取ったのでb評価としました。		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・【b】・c
コメント		
中・長期計画と単年度の事業計画との具体的な関連性が見えにくいものとなっていましたので、b評価としました。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	【a】・b・c
コメント		
事業計画の策定については、職員へのヒヤリングにより、その内容を施設長・事務長等で検討・策定し、理事会等で承認後、年度当初の職員会議で配付していることを確認しました。また職員とのヒヤリングの際に併せて業務の振り返りを行っていることも確認しました。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・【b】・c
コメント		
子ども達には担当職員が「自治会」を通じて年度目標を策定する過程で説明しているが、保護者には十分説明できていないと施設長から聴き取りましたのでb評価としました。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	【a】・b・c
コメント		
第三者評価委員会を設置して毎年自己評価を行っており、また「人権擁護の為のチェックリスト」に基づくチェックを年2回実施するなど、養育・支援の質の向上に向けた取り組みを行っていることを資料や施設長等からの聴き取りにより確認しました。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・【b】・c

〈コメント〉

第三者評価委員会で課題を共有し、全職員へ周知を図られています。課題解決に向けた取り組みをされていますが、何を・いつまでに・どこまで行うか等の計画的な取り組みの実施が必要と思われます。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	【a】・b・c
〈コメント〉 施設長は就任して1年弱ですが、事務分掌で施設長の役割と責務を明確にされ、広報誌「みんな元気」にて新施設長としての今後の方向性を職員・子ども達・保護者等に示されています。また職員と相互に報告・連絡・相談ができていることを職員からの聴き取りにより確認しました。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	【a】・b・c
〈コメント〉 全国児童養護施設協議会や山口県社会福祉法人経営者協議会に加入して情報収集に努め、必要に応じて山口県こども家庭課へ相談や確認をされていることを施設長からの聴き取りにより確認しました。また会計士や弁護士に評議員等となってもらい、経営や法律などの専門的事柄について相談できる体制を整備しておられます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・【b】・c
〈コメント〉 職員とのヒヤリングを年2回実施して職員の意見を汲み取り、責任者会議などに出席して支援の方針を決定するなど、指導力を発揮していることを会議録及び職員からの聴き取りにより確認しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のこともあり、養育に関する研修が十分にできていないと施設長から聴き取ったので、b評価としました。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・【b】・c
〈コメント〉 いま現在の経営課題を「人材の確保・育成・定着」と捉え、働きやすい職場環境の醸成を目指して就業規則や給与規程の見直しなどに取り組んでいると施設長から聴き取りました。他		

方で経営数値に関する勉強不足を感じているとも言っていたので、b評価としました。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・【b】・c

〈コメント〉

施設長は人材確保・育成・定着を経営課題と認識し、人材確保の為の取り組みとして事業所説明会の開催やインターンシップの受け入れなどを行われ、その成果として令和5年4月は8名の新任職員の採用を予定していると確認しました。しかしながら、人材確保や育成に関する具体的な計画は策定されていないとのことでしたので、今後は計画的に対応されることを期待します。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・【b】・c
----	-----------------------------	---------

〈コメント〉

期待する職員像を明示し、また職員のキャリアデザインを促す為にキャリアパス研修への参加等の取り組みを行っておられます。しかし、人事考課制度等の構築等には至っておらず、職員待遇を公平かつ明確に行う体制を整備されることを期待します。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	【a】・b・c
----	-----------------------------------------------	---------

〈コメント〉

施設長による全職員へのヒヤリングを年2回実施して職員の意向や意見を聴き取っておられます。また就業規則や給与規程等の見直しなどの具体的な取り組みにより、職員のワークライフバランスに配慮されていることを資料及び施設長からの聴き取りにより確認しました。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・【b】・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

期待する職員像を明確にし、職員とコミュニケーションを図って職員各人の知識と経験を活かす取り組みを実施していますが、職員一人ひとりの個別育成計画は策定されていないと施設長より聴き取ったのでb評価としました。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・【b】・c
----	----------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

期待する職員像を明確にし、研修計画も策定され、研修復命書もありますが、全職員を対象とするものとなっていないと施設長より聴き取ったので、b評価としました。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保さ	a・【b】・c
----	----------------------------------	---------

	れている。	
〈コメント〉		
施設内でスーパービジョンを実施され、またケース会議や援助指導方針会議で職員の養育・支援技術の向上が図られています。外部研修への参加は、コロナ禍ということもあり、以前ほど積極的に参加できていないと聞き取りましたので、b評価としました。		
20	II—2—(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。	【a】・b・c 育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
〈コメント〉		
「実習手引き」を作成して実習内容を具体的かつ分かりやすく説明され、併せて実習指導内容の統一化がなされています。コロナ禍で感染防止対策を取りながら、令和4年度は32名程度の実習生を受け入れておられます。		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・【b】・c
〈コメント〉		
施設の事業・行事報告はホームページや広報誌・パンフレット等で公表されています。現況報告・決算報告はWAMNETにて閲覧するようになっていますが、第三者に分かりやすくするために法人のホームページで公表されることを期待します。		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	【a】・b・c
〈コメント〉		
職務分掌や経理規程等各種規程に則り運営されており、会計については外部専門家のアドバイス等も受けておられます。		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	【a】・b・c
〈コメント〉		
コロナ禍となって地域行事が中止となる場合が多く、以前ほど思うように交流ができていないうですが、地域の清掃活動やスポーツ等を通じて交流が図られています。職員は久米地区社会福祉協議会に役員として参加したり、施設の交流スペースを地域に開放されています。		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明	【a】・b・c

	確にし体制を確立している。	
＜コメント＞ ボランティア受け入れマニュアルを作成され、学習ボランティア・公文採点ボランティア・抱っこボランティア・清掃ボランティア等を受け入れておられます。		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	【a】・b・c
＜コメント＞ 小中学校や各関係機関と定期的に連絡を取り合い、情報共有を図られています。自立支援委員会を立ち上げ、一人暮らしの為の準備等退所に向けての支援や退所後の家庭訪問など、自立やフォローアップに向けた取り組みをされています。		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	【a】・b・c
＜コメント＞ 施設職員が久米地区社会福祉協議会の役員に就任したり、併設の児童家庭支援センターの活動や周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会への参加等を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めておられます。		
27	II—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	【a】・b・c
＜コメント＞ 施設の交流スペースを地域住民に一般開放（ヨガ教室）され、また福祉避難所として指定も受けておられます。また周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会に参加され、地域ニーズを踏まえた活動をされています。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

III—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
III—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	III—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	【a】・b・c
＜コメント＞ 職員間で「この子を受け止めてはぐくむために」の冊子の読み合わせを行って支援方法の統一を図られ、毎月のケース会議でスーパーバイズを受けたり、「安全委員会」を通じて第三者の意見を聴きながら、職員間の共通理解に努めています。		
29	III—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・【b】・c
＜コメント＞		

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）を策定され、子ども達のプライバシー保護に取り組んでおられます。中・高校生には個室を準備され、本人不在時は施錠するなどの配慮がされています。しかし、幼児・小学生についてはトイレ環境の改善などが求められます。

III—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	III—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	【a】・b・c
----	----------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

ホームページにおいて支援に必要な情報を掲載し、行事報告も定期的に更新されています。パンフレットは子ども達の協力のもとに作成され親しみやすいものとなっています。

31	III—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	【a】・b・c
----	---------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

養育・支援の開始時には、利用開始時の説明資料である「園の決まり」や「ご家族の皆様へ」を用いて丁寧に説明して、利用について同意を得ていると職員から聴き取りし、確認しました。

32	III—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	【a】・b・c
----	-----------------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

地域・家庭への移行等にあたり、「自立支援委員会」を設置して、退所に向けての支援や退所後の家庭訪問などアフターケアの体制を整えておられ、子どもや保護者の意向を踏まえた支援の継続に配慮されています。また併設の児童家庭支援センターの協力を得る体制も整えられておられます。

III—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33	III—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	【a】・b・c
----	----------------------------------------------	---------

〈コメント〉

子どもの満足の向上を図る為、「自治会」の毎月開催、嗜好調査（年2回）の実施、また日常生活における聴き取りなどの取り組みをされています。聴き取った子ども達の意見はフロア会議や責任者会議で検討されています。これらの取り組みを介護録や職員からの聴き取りにより確認しました。

III—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	【a】・b・c
----	----------------------------------------	---------

〈コメント〉

苦情対応等マニュアルを整備し、責任者・受付担当者・第三者委員も設置され、意見箱も設置されています。第三者委員名や福祉サービス運営適正化委員会への連絡先も掲示されており、子どもたちへは分かりやすく大きな文字や読み仮名を付けるなど工夫がされていました。

35	III—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・【b】・c
----	------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

毎月開催される「自治会」や「安全委員会」において、子ども達は自由に意見を述べることができます。しかしながら、意見箱への意見が少ないとのことなので、意見箱の設置場所や意見を述べやすい環境の見直しなどの工夫が必要と思われます。

36	III—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・【b】・c
----	---------------------------------------------	---------

〈コメント〉

「自治会」や「安全委員会」で聴き取った子ども達の意見は、フロア会議で協議し、次回の「自治会」で子ども達にフィードバックされています。職員へは自治会会議録を供覧、周知を図られていますが、対応について職員個々人に拠るところがあり、相談等の組織的な対応マニュアルの整備が求められます。

III—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37	III—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	【a】・b・c
----	------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

緊急時・事故発生時対応マニュアルや職員連絡系統図を整備し、緊急事態に速やかな対応が図られる体制を整えておられます。またヒヤリハットのマニュアルを作成され、事例検討を職員会議等で行うことにより事故発生防止を意識した取り組みをされています。

38	III—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	【a】・b・c
----	--------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

感染症マニュアルや衛生管理のマニュアルを整備され、新型コロナウイルス感染防止対策やBCP策定への取り組みをされています。また吐物処理の方法について、写真の掲載と手順が明示されており、対応方法を職員に分かりやすく説明する工夫がされていました。

39	III—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	【a】・b・c
----	----------------------------------------------	---------

〈コメント〉

防災マニュアルを整備し、避難訓練等を毎月実施されています。また非常用備品や食料等備蓄品の保管もされています。

III—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
III—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40 III—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。		
		a・【b】・c
〈コメント〉		

第三者評価委員会等で標準的な支援方法等のマニュアル化を図られています。図式化する・年齢別に作成するなどの工夫をしながら作成しておられますが、職員からの聴き取りにおいて、まだ網羅できていないとの説明がありました。さらに整備を促進されることを期待します。

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	【a】・b・c
----	-----------------------------------------	---------

〈コメント〉

自立支援計画をもとに毎月フロア会議で子どもたちの情報や支援法の共有が図られています。また第三者評価委員会で標準的な実施方法を検証し、必要に応じて見直しがされる仕組みができていることを資料や職員からの聴き取りにより確認しました。

Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。

42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	【a】・b・c
----	--------------------------------------------	---------

〈コメント〉

自立支援計画は4月頃・10月頃の年2回策定されており、担当職員が個別のアセスメントを行って課題や支援内容を明確にし、フロア会議で協議の上、主任や責任者のスーパーバイズを受けて作成していることを資料や職員からの聴き取りにより確認しました。

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	【a】・b・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

自立支援計画は年2回（4月・10月頃）定期的に評価・見直しをされています。毎月ケース会議で実施状況について情報共有を図り、緊急の見直しが必要な場合はその都度行っていると職員から聴き取りにより確認しました。

Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・【b】・c
----	-----------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

子どもの日々の状況や支援内容をケース記録に記載し、業務の引き継ぎやスケジュールが確実に職員間で周知できるようにされていますが、記録の書き方については職員間で差が見られると職員から聴き取りましたので、今後職員間で統一した記録方法への取り組みが期待されます。

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・【b】・c
----	----------------------------------	---------

〈コメント〉

個人情報保護規程を整備し、個人情報の取り扱いについては入所時に説明され、またホームページにて公開されています。子どもに関する書類や記録は一定の場所に保管して管理されており、職員へは研修等で個人情報の取り扱いについて注意喚起をされています。しかしながら、子どもの写真に対する保護者の同意は口頭で得ており、文書での同意は取っていないと職員から聴き取ったので、トラブル回避の為にも同意は文書でされることを期待します。

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	【a】・b・c
＜コメント＞ 「安全委員会」による毎月の聴き取りや自治会等で取り組まれています。職員は毎年度「権利擁護に関するチェックリスト」で自己評価をし、施設長とのヒアリングで内容が確認されています。		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・【b】・c
＜コメント＞ 年齢に配慮した言葉を選び、「自治会」や日々の支援の中で具体例を出しながら説明されています。また、性教育を通して自他の権利についての説明を定期的に行われています。しかし、「子どもの権利」のための個別学習会等が行われていないことから、b評価としました。		
A—1—(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	【a】・b・c
＜コメント＞ 定期的に子ども全員のアルバムチェックを行い、日々の思い出を大切にしたアルバムを作成されています。また、子どもたちの状況に応じて生い立ちの整理も行われています。		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	【a】・b・c
＜コメント＞ 全職員で「不適切な関わり」について話し合い、園独自の具体的な内容を盛り込んだマニュアルが作成されています。 定期的に人権擁護職員チェックリストを使用してチェックを行い、施設長とのヒアリング時に振り返りも行われています。		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		

A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	【a】・b・c
----	----------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

支援の継続性を意識しアフターケアを考える「自立支援委員会」を設置されています。入所前に児童相談所と情報の共有を行い、本人の希望があれば入所前の施設訪問を実施しています。入所後は担当職員が子どもに寄り添い配慮を行い、「安全委員会」の「入所後聞き取り調査」が定期的に行われています。

A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	【a】・b・c
----	--------------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

「自立支援委員会」によるリービングケア・アフターケアの取り組みがされています。退所後も元担当職員を中心に連絡を取り生活状況の把握に努められています。また、退所児童の訪問・帰省も行われています。

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本

A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	【a】・b・c
----	----------------------------------------------	---------

〈コメント〉

毎月スーパーバイザーを招き、援助指導方針会議を行い、子どもの背景に沿った支援方法を検討されています。心理士の在中する部屋を常時開放し、いつでも立ち寄れる話の場を提供されています。また、「この子を受け止めて育むために」を活用し職員の養育観念の統一を図られています。

A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	【a】・b・c
----	-----------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

生活ルールについては、子ども全員参加の学年別自治会で意見を聴き取り、一方的な押し付けにならないよう配慮されています。低年齢児の子どもたちが、夜間に目が覚めた時、側にいられるよう待機場所に配慮し、職員の仮眠時には幼児と寝られるよう工夫もされています。

A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	【a】・b・c
----	-----------------------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

子ども達と話し合う姿勢を重視し、「自治会」を通じ中高生においては、自らの生活を主体的に考え実行できるか、小学生には「相手を思いやる」ことを踏まえ自主的に考えられるように配慮されています。

A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・【b】・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

学習塾や学習ボランティア・公文等を活用し学習支援が行われています。寄贈図書を多く配列したり図書館で本を借りる等、子どもたちのニーズに応えるよう努められています。しかし、個人に合わせた場の確保が不十分となっています。

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	【a】・b・c
----	-----------------------------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

大舎の施設ということで生活環境の見直しは難しいですが、子どもたちと話し合いながら居室のレイアウトの変更やリビング作りに工夫がされています。携帯電話は高校生から利用許可し、ネットトラブルやSNSに関しての講座などが開催されています。看護師を中心に「性教育委員会」で学年に応じた指導を行い、職員にも対応の統一を図っています。

A—2—(2) 食生活

A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	【a】・b・c
----	--------------------------------------	---------

〈コメント〉

コロナ禍により今までの食卓状況では無くなりましたが、感染予防に努められ少しでも楽しく食事が摂れるよう実施されています。また、栄養士が年2回嗜好調査を行い、メニューに反映させています。毎月の自治会でも子ども達の要望を聞き、委託業者と会議で共有されています。

A—2—(3) 衣生活

A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	【a】・b・c
----	-------------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

担当職員が予算を管理し子ども達と一緒にTPOや季節に合った衣類を購入されています。

A—2—(4) 住生活

A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	【a】・b・c
----	------------------------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

中高生は個室対応がされており、平日は職員が部屋の掃除を行っていますが、土日は子ども達と一緒に行われています。

3か所の小舎ケアグループでは家庭的雰囲気が作られています。

A—2—(5) 健康と安全

A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応して	【a】・b・c
----	----------------------------------------------------------------	---------

	いる。	
＜コメント＞		
看護師を中心に職員に対し薬の管理の指導を行い、飲み忘れや誤飲が無いよう努められています。また、看護師と連携し些細な子供の変化を見逃さないよう心掛けておられます。		
A⑯	A—2—(6) —① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	【a】・b・c
＜コメント＞		
「性教育委員会」により様々な年齢・特性に合わせた取り組みが行われています。日々起ころる性の課題に「性教育委員会」と担当職員と共同し支援が行われています。		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7) —① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	【a】・b・c
＜コメント＞		
暴力問題については、「安全委員会」が機能し、迅速に対応されています。児童相談所と連携し、必要時は警察や専門医療機関等と協議が行われています。		
A⑱	A—2—(7) —② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	【a】・b・c
＜コメント＞		
「安全委員会」が聴き取りを行い早期発見・早期対応が出来る体制がとられています。「自治会」や日常の関わりを通じ正しい人との接し方について子どもたちに教えられています。		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8) —① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	【a】・b・c
＜コメント＞		
心理士が配置され、カウンセリングが行われています。また、職員に対しても適時アドバイスが行われています。		
カウンセリングルームとは別に心理士の部屋を作り、子ども達がカウンセリング以外でも気軽に出入りできるスペースが準備されています。		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9) —① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	【a】・b・c
＜コメント＞		
個々に応じて公文や学習塾の活用、ボランティアの方々の協力などで学習支援が行われています。		
月一回各学校の教員と連絡を取り、学習状況の情報交換を行っています。		

A②①	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	【a】・b・c
〈コメント〉 進路選択や措置解除後の支援、退学や進路変更となった子どもへの配慮は、その子どもにあった支援を検討し、提供されています。		
A②②	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	【a】・b・c
〈コメント〉 社会経験及び自立のための生活資金としてアルバイトを奨励されています。 子どものニーズにより、職場体験を含めたアルバイトや見学が行われています。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A②③	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	【a】・b・c
〈コメント〉 FSWが中心となり児童相談所等の他機関と連携しながら家庭調整が行われています。 子どもの変化については、家族、児童相談所、学校と定期的に連絡を取り、情報交換が行われています。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A②④	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	【a】・b・c
〈コメント〉 親子訓練室を設置し、家族交流の場として利用されています。 児童相談所の担当福祉司と一緒に家庭訪問を行い、家庭復帰や家族再統合に向けソーシャルワークが行われています。		